

本資料は情報提供依頼（R F I）のために作成したものであり、現時点での検討内容を示すものです。今後、情報提供内容や予算、制度改正等を踏まえ、実際の調達時における仕様書、調達条件等に変更となる場合があります。なお、本資料の内容は将来の調達を保証するものではありません。

とちぎ未来共創コンセプト・パートナーシップ（T C P）運営業務委託仕様書
（R F I 用案）

栃木県教育委員会事務局高校教育課

1 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本計画（グランドデザイン）」を踏まえ、県立高等学校等における教育の改革を推進し、産業イノベーション人材を育成するため、国の示す三類型、

- （１）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成（以下「類型１」という。）
- （２）理数系人材育成（以下「類型２」という。）
- （３）多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（以下「類型３」という。）、に関する先導的な取組を行う拠点（以下「拠点」という。）を創出することとしている。

また、その推進体制として、とちぎ未来共創コンセプト・パートナーシップ（以下「T C P」という。）を新たに構築し、学校と共にとちぎの未来を創る人材を育成していく志ある企業等がパートナーとして参画し、産学官金が継続的に連携する人材育成体制を築くことで、県全体で人を育てる機運の醸成を図るとともに、本県企業等への愛着の創出を推進していくこととしている。

本業務は、T C P体制の運営・定着・自走化のための業務委託を行うものである。事業完了年度までに、全県立学校がT C Pの枠組を活用して産学官金連携による教育活動を自律的に展開できる状態となることを目的とする。

2 委託期間

令和9（2027）年3月1日から令和11(2029)年3月31日まで

3 業務内容

T C P体制の展開方針案及び運用計画案並びに各拠点校の実施計画を踏まえ※1、教育分野における産学連携又は人材育成等の専門的知見を活用して、別紙※2の業務を行うこと。

なお、実施にあたっては、各拠点の取組状況を踏まえながら、委託者と協議の上、適宜必要な修正等を行いながら実施すること。

※1「T C P体制の展開方針案及び運用計画案並びに各拠点校の実施計画」については、公募時に参加表明事業者へ提供する予定です。現時点では別添参考資料（T C Pの概要）を御参照ください。

※2現時点では別紙業務を一括発注とするか分割発注とするかは未定です。質問票には、単独又は協力会社等との連携により対応可能な業務範囲について御回答ください。

4 主なスケジュール（案）

具体的なスケジュールについては、受託者の決定後、改めて協議を行い決定するものとする。

令和 8 年度	各拠点校との打合せ、前提条件の整理
令和 9 年度	各拠点校の実証、効果検証、協力校への展開準備
令和 10 年度	協力校への波及、県内展開

5 業務遂行体制等

以下の体制を構築すること。

- （１）業務全体を統括する責任者を配置し、進捗、業務品質等、全体管理を行うこと。
- （２）スケジュールは契約後速やかに詳細化し、協議の上決定する。
- （３）委託者との連絡調整を行う者を定め、円滑な連絡調整に努めること。
- （４）当該業務に係る打合せの実施時期や回数については、週 1 回程度を目安として双方の協議の上で決定するものとする。また、打合せの記録を作成し、委託者に確認の上、提出すること。

6 費用負担等

- （１）本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- （２）受託者が使用する Web 会議に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）、打合せに必要なコミュニケーションツールの設定等は、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- （３）提案及び見積に当たっては、本仕様書に記載の業務量を前提として積算すること。

7 業務報告書及び成果品等の提出

- （１）提出物
別紙参照
- （２）提出方法
紙媒体 1 部及び栃木県の環境で使用可能な Microsoft Office 製品等で作成した電子データ（加工可能な形式を含む。）を提出すること。
- （３）提出期限
 - ・ 四半期毎（進捗報告）
 - ・ 令和 11（2029）年 3 月 31 日（最終報告）

8 納入場所及び検査

- （１）納入場所は、栃木県教育委員会事務局高校教育課とする。
- （２）受託者は、成果品を納入する際、委託者の検査を受け、承認を得るものとする。承

認が得られない場合は、納品物の修正を行い、再度検査を受けること。

- (3) 委託者は、必要がある場合には、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

9 提案に当たっての要件

以下の(1)～(3)の全ての要件を満たすものとする。なお、共同企業体による参加の場合は、代表構成員が全ての要件を満たしていること。

(1) 行政機関における類似実績

過去5年以内に、国又は都道府県が発注した実証事業、産学官連携事業その他これらに類する事業について、契約金額1億円以上の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

(2) 教育改革及び産学連携に関する実績

過去5年以内に、教育分野における産学連携、人材育成又は教育改革に関する事業の企画、運営又は制度設計支援実績を有するとともに、民間企業に対する人材育成又は組織開発に関するコンサルティング実績を有すること。

(3) 事業統括及び運営支援に関する実績

過去5年以内に、複数年度にわたる事業運営又は伴走支援の実績を有し、かつ、複数の事業者、教育機関、行政機関その他の関係者が参画する事業において、全体統括、プロジェクトマネジメント、事務局運営、ネットワーク形成又はコーディネート機能を担った実績を有すること。

10 留意事項

- (1) 委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (2) 本事業に係る一切の経費は、委託費に含むこととする。

- (3) 本業務は単独事業者による実施のほか、複数事業者による共同提案（以下「コンソーシアム」という。）による実施も認める。コンソーシアムにより実施する場合は代表事業者を定め、当該代表事業者が業務全体の統括及び委託者との連絡調整を行うとともに、履行責任を負うものとする。

- (4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- ① 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を受けたときは、この限りでない。
- ② 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- ③ 再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）

に伴い生じた経費を負担するものとする。

- (6) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、委託者に帰属するものとする。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る手続きを行うこととする。
- (7) 受託者は本業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は本業務以外に利用することはできないものとする。業務終了後もまた同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たり、栃木県財務規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (9) 委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、委託者と協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (3) 本事業に必要な議決が得られない等、本事業の遂行が困難になった場合、本業務を変更または中止し打ち切り精算することがある。

別紙

1 業務内容

(1) プロデュース業務

①目的

とちぎ未来共創コンセプト・パートナーシップ（以下「TCP」という。）の運用において、産学官金連携の推進及び教育改革の実装を統括し、事業全体の最適化及び成果の最大化を図ること。

②役割

発注者の指示のもとコーディネート業務実施者と連携し、TCP全体の統括機能を担う。

③業務内容

- ・ TCP全体の運用管理及び年間計画の策定
- ・ 拠点校における取組の進捗管理及び全体統括
- ・ コーディネート業務実施者との連携・調整及び統括
- ・ 産学官金連携による持続的な協働体制の構築及び運営プロセスの実現

※県内全校へ取組を波及する上で、有効な情報共有・案件管理・マッチングの仕組みがあれば併せて御提案いただきたい。

- ・ 支援メニューの整理及び拡充
- ・ KPIの管理、分析及び改善提案
- ・ 課題の抽出及び改善方策の提示
- ・ 成果の横展開に向けたモデル化
- ・ 会議の企画及び運営
- ・ 機運醸成のためのイベント・研修開催、広報（ロゴマーク、ポスター、HP作成含む）

(2) コーディネート業務

①目的

拠点校及び協力校における教育改革を支援し、産学官金連携による学びの充実を図るとともに、AIやデジタル技術を活用した探究的な学びを通じて、生徒の情報活用能力や問題解決能力の育成を推進すること。

②役割

各拠点校に対する伴走支援及び拠点間の横断的な支援を行い、産学官金連携の推進やAI・デジタル技術を活用した教育改革の取組を促進する。

なお、支援体制については、必ずしも拠点ごとの人員配置を求めるものではないが、各拠点への伴走支援及び拠点間の横断的な支援を確実に実施できる体制とする

こと。

(参考) 教育改革の概要

類型 1	農 業	①新学校設定科目「アグリイノベーション」の開設と、農業を職業として意識させる体系的な教育課程の編制 ②「スマート農業」による探究活動の高度化 ③環境・生産・経営を統合的に考える「環境配慮型農業教育」の実践 ④ 6 次産業化の視点による学科横断・産学官金連携の探究活動の推進
	工 業	①先端機器活用して本県の産業 DX を牽引し、広い視野で未来を創造できるデジタル人材を育成 ②教育課程再編成により、個別最適な学びと多彩な進路に対応した教育
類型 2		①文理融合の学びを深め、「好き」を探究へつなげる学習基盤の整備 ②産学官金連携による高度理数探究と社会実装 ③共同教育圏による県全体への展開
類型 3		① 3 つの教育モデルによる多様な学びの実現 ②小規模校の学習機会を保障する学習配信センターの整備 ③地域資源を活かした魅力ある学びの機会の創出 ④専門教科・実習科目の配信による多様なキャリア形成と地域社会を支える人材育成

③業務内容

ア 教育改革支援コーディネート業務

- ・拠点校及び協力校における課題の把握及び整理
- ・拠点校における教育活動の企画及び実施計画策定支援
- ・産学官金連携の推進
- ・共同プロジェクトの形成及び実施支援
- ・関係者間の合意形成支援
- ・進捗管理及び成果整理
- ・協力校への横展開支援

イ 次世代デジタル活用支援コーディネート業務

- ・拠点校及び協力校におけるデジタル活用に係る課題整理
- ・教員及び生徒へのデジタル活用支援
- ・教育DXの実装支援
- ・デジタル施策の標準化及び横展開

2 K P I

本業務に係るK P Iの具体的内容は、受託者と協議の上別途定めるものとする。
受注者は当該K P Iに基づき業務を実施するとともに、その実績を定期的に報告するものとする。達成状況の評価は発注者が指定する方法により行うものとする。達成にあたっては、関係機関の協力状況等の外部要因を踏まえ、必要に応じて発注者と受注者の協議により見直すことができる

3 成果物

受注者は、次の成果物を提出することとし、詳細な内容及び水準は作成過程で協議の上決定する。

(プロデュース業務)

- ① 年間運用計画書
- ② 進捗管理資料
- ③ K P I 実績データ
- ④ 統括報告書

(コーディネート業務)

- ① 拠点支援計画
- ② 実施報告書
- ③ 課題整理資料
- ④ 支援記録